

令和6年4月から現物給与の価額が改正されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもの（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。このたび、厚生労働省告示により現物給与の価額が改正され、令和6年4月1日より適用されることとなりましたのでお知らせします。
この現物給与の価額の改正につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願いいたします。

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					1人1月当たりの住宅の利益の額（畳1畳につき）	その他の報酬等
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額		
1 北海道	23,100	770	190	270	310	1,110	時 価 自社製品 通勤定期 券 など
2 青 森	22,200	740	190	260	290	1,040	
3 岩 手	22,200	740	190	260	290	1,110	
4 宮 城	22,200	740	190	260	290	1,520	
5 秋 田	22,500	750	190	260	300	1,110	
6 山 形	23,400	780	200	270	310	1,250	
7 福 島	22,500	750	190	260	300	1,200	
8 茨 城	22,200	740	190	260	290	1,340	
9 栃 木	22,500	750	190	260	300	1,320	
10 群 馬	21,900	730	180	260	290	1,280	
11 埼 玉	22,500	750	190	260	300	1,810	
12 千 葉	22,800	760	190	270	300	1,760	
13 東 京	23,400	780	200	270	310	2,830	
14 神奈川	23,100	770	190	270	310	2,150	
15 新 潟	22,800	760	190	270	300	1,360	
16 富 山	23,100	770	190	270	310	1,290	
17 石 川	23,400	780	200	270	310	1,340	
18 福 井	23,700	790	200	280	310	1,220	
19 山 梨	22,500	750	190	260	300	1,260	
20 長 野	21,600	720	180	250	290	1,250	
21 岐 阜	22,200	740	190	260	290	1,230	
22 静 岡	22,200	740	190	260	290	1,460	
23 愛 知	22,500	750	190	260	300	1,560	
24 三 重	22,800	760	190	270	300	1,260	
25 滋 賀	22,500	750	190	260	300	1,410	
26 京 都	22,800	760	190	270	300	1,810	
27 大 阪	22,500	750	190	260	300	1,780	
28 兵 庫	22,800	760	190	270	300	1,580	
29 奈 良	22,200	740	190	260	290	1,310	
30 和歌山	22,800	760	190	270	300	1,170	
31 鳥 取	23,100	770	190	270	310	1,190	
32 島 根	23,400	780	200	270	310	1,150	
33 岡 山	22,800	760	190	270	300	1,360	
34 広 島	23,100	770	190	270	310	1,410	
35 山 口	23,400	780	200	270	310	1,140	
36 徳 島	23,100	770	190	270	310	1,160	
37 香 川	22,800	760	190	270	300	1,210	
38 愛 媛	22,800	760	190	270	300	1,130	
39 高 知	22,800	760	190	270	300	1,130	
40 福 岡	22,200	740	190	260	290	1,430	
41 佐 賀	21,900	730	180	260	290	1,170	
42 長 崎	22,800	760	190	270	300	1,150	
43 熊 本	22,800	760	190	270	300	1,150	
44 大 分	22,500	750	190	260	300	1,170	
45 宮 崎	21,900	730	180	260	290	1,080	
46 鹿 児 島	22,500	750	190	260	300	1,110	
47 沖 縄	24,000	800	200	280	320	1,290	


※改正箇所は赤字・下線で表示しています。

- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 洋間などを敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。
- 健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。

1. 食事で支払われる報酬等について
告知額の3分の2以上に相当する額を食費として徴収されている場合には、現物による食事の供与はないものとして取り扱ってください。
2. 住宅で支払われる報酬等について
 - (1) 価額の算出にあたっては、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室が対象とし、玄関、台所(炊事場)、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など居住室以外の室、また、店、事務室、旅館の客室などの営業用の室は含めません。
(ダイニングキッチンが台所部分を除きます。)

[例]

浴室		玄関	台所	洋室4.5帖	バルコニー
トイレ	洗面所	廊下			
和室6帖			居間10帖		

 の部分が対象になります。

- (2) 洋間については、3. 3平方メートルを2畳の割合で畳数に換算して価額を算出してください。
3. その他
住宅・食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合はその価額を、定めがない場合は実際費用を「時価」(税込価格)としてください。